

## 議案第 5 2 号

### 愛西市個人情報保護条例の一部改正について

愛西市個人情報保護条例（平成 2 1 年愛西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に改める。

第1条中「、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第2条第5号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- （4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （6） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- （7） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条中「個人情報保護」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の保護」に改める。

第4条中「個人情報の保護の」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護の」に改める。

第7条中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条において同じ。）」を加える。

第10条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。

以下この条において同じ。) 」を加える。

第10条の次に次の2条を加える。

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第11条中「前条第2項」を「第10条第2項」に、「保有個人情報を」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を」に改める。

第12条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。) 」を加える。

第2章中第13条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第14条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次節において同じ。) 」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) (以

下「代理人」という。)」を加える。

第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第16条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改め、同条第3号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第24条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第25条第1項中「に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第27条第1項中「。第34条第1項において同じ」を削り、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第28条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第33条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)

第34条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(第27条第1項各号に掲げる保有個人情報(保有特定個人情報を除く。))に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同条第3項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。次条から第37条までにおいて同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第27条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この

条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第35条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第43条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

第44条中「個人情報保護施策」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の保護施策」に改める。

第45条、第46条及び第48条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

第51条中「記録された保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の次に1条を加える改正規定 公布の日

(2) 第10条の次に次の2条を加える改正規定（第10条の3に係る部分に限る。） 平成27年10月5日

(3) 第33条の改正規定（同条第2号に係る部分に限る。） 行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行  
の日